

各位

回 答 書

松田町寄1番地活用事業に係る事業者募集に関する質問について、下記のとおり回答します。

No.	質問	回答
1	<p>弊社は現在、対象物件略図③に蜂箱を設置し、中津川流域のアカシア蜜の採蜜を行い、松田町のふるさと納税返礼品の生はちみつ「寄一番（やどりきいちばん）」を生産しております。</p> <p>今後、この③にて養蜂をコンセプトにした地域の観光資源となる自然体験施設の企画を提案したいと思っております。</p> <p>募集要項5⑦に「対象物件について、敷地全体の一括した利活用計画を作成することとし、一部のみを利用した計画は認められません」と記載されていますが、③のみの企画提案でも受領頂けますでしょうか。</p> <p>また、①及び②が活用を中心となる事業者様がおられる場合、そちらとプロジェクトを組むことも考えますが、そのような事業者様をご紹介頂けますでしょうか。</p>	<p>③のみの提案は受領できません。</p> <p>原則としては、募集要項P5の⑦に記載のとおり、一括の提案としておりますが、提案の内容によっては、対象物件略図の①②③個別での提案についてもお受け致します。</p> <p>したがって、ご質問いただいた対象物件略図③のみのご提案についても受理致します。</p> <p>現時点においては、町から連携事業者様のご紹介をすることはできません。</p>
2	<p>当該地の高低差（起伏）、傾斜角度が分かる資料（図面）をご提供ください。</p>	<p>測量図面の原寸データを公開いたします。</p> <p>現地調査をご希望の場合は、事前調査申込書（様式第1-2号）によりお受けします。</p>
3	<p>当該地の土地の相場価格が分かる資料（路線価/評価倍率表/固定資産税評価額が分かるもの）をご提供ください。</p>	<p>当該地はその他の宅地評価法（標準地比準方式）で固定資産の評価を実施している地域であり、当該地を含む地域の平成30年度標準地価格（宅地）は32,000円/㎡となっています。</p>
4	<p>地下水を利用する場合、揚水制限（松田町、神奈川県条例、規制等）はございますか？</p> <p>また、寄地区の地下水に関する情報をご提供ください。（水量は十分ある地域か？（帯水層）、水質は？、当該地区近辺のボーリング柱状図、水質データ）</p>	<p>地下水の採水に関しては、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という）により規定されています。当町は県条例にて地下水の採水が規制される指定地域及び指定地域の周辺地域には該当していません。</p> <p>また、当町の所有する地下水に関する情報については、別添1（平成29年度足柄上地区地下水モニタリング調査等業務委託報告書より抜粋した松田町の地下水データ）のとおりです。</p>

5	<p>地下水を植物栽培に利用し、その排水を大量に排出する場合、下水道ではなく、公共用水域（中津川）へ排水することは可能でしょうか？（※排水は汚濁水ではなく、無害でクリーンな農業廃水という前提。事業所内から出る一般下水は、下水道を利用します）</p> <p>※弊社が検討中の事業は、排水量が多いため、下水道に流すことが必須の場合は、下水代金が高額になり、採算が合わないと考えています。</p>	<p>下水道法第10条の規定により、下水道への接続が必要となります。</p>
6	<p>植物栽培に中津川の河川水を利用することは可能ですか？（水利権）</p>	<p>河川法第23条の規定により、河川水の利用については河川管理者（中津川については神奈川県）の許可を受ける必要があります。</p> <p>許可を受けるにあたっては、下記国土交通省HPに示されている水利使用許可の判断基準等に則り、他の水利使用との調整や河川流量の測定等の要件を満たす必要があります。</p> <p>http://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/suiriken/kyoka/index.html</p>
7	<p>貸借契約終了時に土地を返還する際、更地に戻すがありますが、更地の定義を教えてください。（※現状の敷設されている、アスファルト、コンクリート等はそのまま良いのか？）</p>	<p>原則、新たに構造物等を設置した場合は、これを撤去して返還することとなります。現状の敷設されているアスファルト・コンクリート等や構造物等が残っている場合は、そのままの返還となります。詳細については、返還時に町と協議の上で決定します。</p>
8	<p>公募地③の地面の下には、倉庫があるとお聞きしましたが、全面地下に倉庫があるのでしょうか？それとも、一部なのでしょうか？それらが分かるように、現状平面図上に記し、その図面をご提供ください。</p>	<p>一部が倉庫です。図面は別添2のとおりです。</p>
9	<p>定期借地契約希望の場合、地下水の掘削は可能でしょうか？また、土地の造成は可能でしょうか？</p>	<p>どちらも原則は可とします。ただし、具体的内容については、提案の上での協議となります。</p>
10	<p>事業者募集要項9ページ、⑤提出資料の中の「計画概要案」のスケジュールは松田町との契約から施設開業までのスケジュールと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
11	<p>また、計画期間は事業期間と考えればよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
12	<p>図面の2-3の土地に関して現地確認をして敷地全体に工作物を建築すると、様々な行政指導を受けると考えられる。含めて計画すべきなのか、含めずに計画しても良いのか。</p>	<p>様々な行政指導を受けることを踏まえたうえで、原則③の土地を含めての計画にてご提案ください。</p> <p>原則としては、募集要項P5の⑦に記載のとおり、一括の提案としておりますが、提案の内容によっては、対象物件略図の①②③個別での提案についてもお受け致します。</p> <p>したがって、ご質問いただいた図面2-3の土地を含めないご提案についても受理致します。</p>